

## 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 技術取引規制の見直し

一 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする者又は特定国の非居住者に特定技術を提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないものとする。

（第二十五条第一項関係）

二 第二十五条第一項の規定の確実な実施を図るため、特定国を仕向地として特定技術を内容とする情報が記録された記録媒体等を輸出すること又は特定国において受信されることを目的として特定技術を内容とする情報を電気通信により送信すること等について、経済産業大臣が許可を受ける義務を課することができるとすること。

（第二十五条第三項関係）

### 第二 外国相互間の貨物の移動を伴う取引に対する規制の見直し

居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる外国相互

間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行おうとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならないものとする。

(第二十五条第四項関係)

### 第三 輸出者等に輸出者等遵守基準に従い輸出等を行うことを求める仕組みの創設

一 経済産業大臣は、第二十五条第一項に規定する取引又は第四十八条第一項に規定する輸出(以下「輸出等」という。)を業として行う者(以下「輸出者等」という。)が輸出等を行うに当たって遵守すべき基準(以下「輸出者等遵守基準」という。)を定めなければならないものとする。

二 輸出者等は、輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならないものとし、経済産業大臣は、輸出等が適正に行われることを確保するため必要があるときは所要の措置を講じることができ、るものとする。

(第五十五条の十から第五十五条の十二関係)

### 第四 罰則

一 核兵器等又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれが特に大きい貨物について、経済産業大臣の許可を受けずに輸出等を行った者は十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとし、ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は当該価

格の五倍以下とすることその他の罰則の引き上げを行うこと。

- 二 偽りその他不正の手段により経済産業大臣の許可又は承認を受けた者について罰則を定めるとともに  
その他所要の規定を整備すること。  
(第六十九条の六から第七十二条関係)

#### 第五 その他

その他所要の規定を整備すること。

#### 第六 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの  
とすること。  
(附則第一条関係)

- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定すること。

(附則第二条から附則第五条関係)